

**改正**

令和3年8月25日要綱第33号

令和5年6月26日要綱第24号

河津町空き家活用支援補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、河津町空き家情報バンク制度実施要綱（平成28年河津町要綱第14号）に規定する空き家情報バンク（以下「空き家情報バンク」という。）の利用促進を目的とし、空き家情報バンクに登録されている空き家（以下「登録物件」という。）を取得又は賃借する者が、登録物件を改修する費用及び登録物件の取得に係る費用又は賃借の費用に対し、予算の範囲内において河津町空き家活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、河津町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和34年河津町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

**第2条** 補助事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 空き家情報バンク登録物件改修支援事業
- (2) 空き家情報バンク登録物件利用促進事業

2 前項各号に掲げる補助事業の対象者は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に定めるところにより、河津町空き家活用支援補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

**第4条** 町長は、補助金の交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定しなければならない。

2 町長は、前項の決定をしたときは、速やかにその決定内容を河津町空き家活用支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(申請内容の変更等)

**第5条** 前条の規定により交付決定を受けた申請者は、当該申請を変更、中止、又は廃止しようとするときは、河津町空き家活用支援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提

出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、改修費用に係る20パーセント以内の変更を除く。

(変更内容及び中止等の決定)

**第6条** 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し適当又は不適当と認めるときは河津町空き家活用支援補助金(変更・中止・廃止)承認決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

**第7条** 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請した事業が完了したときは、別表に定めるところにより河津町空き家活用支援補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第8条** 町長は、前条の規定により報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、河津町空き家活用支援補助金交付確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

**第9条** 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、河津町空き家活用支援補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第10条** 町長は、前条の規定により請求を受けたときは、別表の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第11条** 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 別表に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の申請に関し、虚偽その他不正の行為があったとき。
- (3) 5年以上の居住をしなくなったとき。
- (4) 転入後、町税等の滞納を確認したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めるとき。

2 町長は、前項に規定により補助金の全部又は一部の取消しをするときは、河津町空き家活用支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

**第12条** 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、町長が定める期日までに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。この場合において、町長が返還を命ずる金額は、別表のとおりとする。

（その他）

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年8月25日要綱第33号）

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和5年6月26日要綱第24号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の別表の申請時期の規定は、令和5年4月1日以降に売買契約又は賃貸借契約した場合について適用し、同日前に契約した場合については、なお従前の例による。

**別表**（第2条、第3条、第7条、第10条、第12条関係）

（1）空き家情報バンク登録物件改修支援事業

対象者	登録物件を取得又は賃借し、河津町に住民登録をする新規転入者で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、河津町への住民登録は実績報告時までに行っていれば良いものとする。  （1）対象者及びその属する世帯全員に納付すべき町税等の滞納がないこと。  （2）以前に空き家情報バンク登録物件改修支援事業による補助を受けていないこと。  （3）当該物件に5年以上居住すること。  （4）登録物件を借りた者にあつては、所有者の同意を得ていること。
-----	---

	(5) 1年以内に町から転出していないこと。		
対象経費	住宅の機能又は性能を維持又は向上させるために、登録物件の改修等を行う経費を対象とし、河津町内に住所を有する個人又は所在する事業所（以下「町内業者」という。）が施工したものに要する費用。		
補助金	補助金の額は、工事の金額が100万円以上の場合には20万円、10万円以上100万円未満の場合は当該工事の金額の20パーセントの額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。		
申請手続	1 申請時期 売買契約又は賃貸借契約締結後2年以内 2 添付書類 (1) 配置図（縮尺は任意） (2) 建築物の図面（各階平面図等） (3) 改修工事の見積書（町内業者） (4) 工事着手前の写真 (5) 賃借者は物件所有者の同意書 (6) 住民票の写し（転入前又は転入後） (7) 世帯全員分の町税等の納税証明書（申請日の属する年度の前年度分） (8) その他町長が必要と認める書類		
実績報告	1 報告期限 申請のあった年度の末日まで 2 添付書類 (1) 改修工事に要した費用を明らかにできる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し） (2) 工事完了後の現場写真 (3) 改修工事において建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請を要した場合は、検査済み証の写し (4) 住民票の写し（転入後） (5) その他町長が必要と認める書類		
補助金の返還額	返還理由	交付日からの経過年数	返還（納付）金額

	第11条第1項(2)に該当した場合	問わない	補助金確定額の100%
	第11条第1項(1)、(3)、(4)に該当した場合	1年未満	補助金確定額の100%
		1年以上2年未満	補助金確定額の80%
		2年以上3年未満	補助金確定額の60%
		3年以上4年未満	補助金確定額の40%
		4年以上5年未満	補助金確定額の20%
第11条第1項(5)に該当した場合	問わない	町長が定める額	

(2) 空き家情報バンク登録物件利用促進事業

対象者	<p>登録物件を取得又は賃借し、河津町に住民登録をする新規転入者で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、河津町への住民登録は実績報告時までに行っていれば良いものとする。</p> <p>(1) 対象者及びその属する世帯全員に納付すべき町税等の滞納がないこと。</p> <p>(2) 以前に空き家情報バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと。</p> <p>(3) 当該登録物件に5年以上居住すること。</p> <p>(4) 登録物件を取得した者にあつては、取得者及びその属する世帯全員が町内に居住の用に供する建物を保有していないこと。</p> <p>(5) 1年以内に町から転出していないこと。</p>
対象経費	空き家情報バンク登録物件の取得又は賃借に要する経費
補助金	<p>1 住宅又は住宅及びこの敷地を取得した場合 取得対価の3パーセント以内とし、30万円を限度とする。</p> <p>2 住宅を賃借した場合 家賃の1/2を補助額とし、3万円を限度とする。回数は3ヶ月分とする。</p>
申請手続	<p>1 申請時期 売買契約又は賃貸借契約締結後2年以内</p> <p>2 添付書類 (1) 売買契約書の写し(取得対価のわかるもの)又は賃貸借契約書の写し</p>

	(2)住民票の写し（転入前又は転入後） (3)世帯全員分の町税等の納税証明書（申請日の属する年度の前年度分） (4)その他町長が必要と認める書類		
実績報告	1 報告期限 申請のあった年度の末日まで 2 添付書類 (1)住宅取得又は賃借に要した費用を明らかにできる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し） (2)補助を受ける建築物及び土地の登記事項証明書の写し（売買契約の場合） (3)住民票の写し（転入後） (4)その他町長が必要と認める書類		
補助金の返還額	返還理由	交付日からの経過年数	返還（納付）金額
	第11条第1項(2)に該当した場合	問わない	補助金確定額の100%
	第11条第1項(1)、(3)、(4)に該当した場合	1年未満	補助金確定額の100%
		1年以上2年未満	補助金確定額の80%
		2年以上3年未満	補助金確定額の60%
		3年以上4年未満	補助金確定額の40%
	4年以上5年未満	補助金確定額の20%	
第11条第1項(5)に該当した場合	問わない	町長が定める額	

備考 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

年 月 日

河津町長 様

住所

氏名

印

電話

河津町空き家活用支援補助金交付申請書

河津町空き家活用支援補助金の交付を受けたいので、河津町空き家活用支援補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、審査のため、今後5か年の納税状況等及び住民基本台帳による転出入、その他必要となる事項に関する調査照会を受けることに同意します。

記

1 補助事業の種類（該当する番号を○で囲む。）

（1）空き家情報バンク登録物件改修支援事業

（2）空き家情報バンク登録物件利用促進事業

2 補助の対象となる額 円

3 交付申請額（1,000円未満切捨て） 円

4 添付書類（河津町空き家活用支援補助金交付要綱の別表に定める関係書類を添付すること）

第 年 月 日 号

様

河津町長



河津町空き家活用支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった河津町空き家活用支援補助金について、河津町空き家活用支援補助金交付要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付対象

(1) 空き家情報バンク登録物件改修支援事業

(2) 空き家情報バンク登録物件利用促進事業



年 月 日

河津町長 様

住所

氏名 印

電話

河津町空き家活用支援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった河津町  
空き家活用支援補助金について、計画を（変更・中止・廃止）したいので、河津  
町空き家活用支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の種類（該当する番号を○で囲む。）

- (1) 空き家情報バンク登録物件改修支援事業
- (2) 空き家情報バンク登録物件利用促進事業

2 補助金申請内容の変更

	変更前	変更後
補助金額	(交付決定額) 円	円
交付申請額	(補助の対象となる額) 円	円
	(交付申請額) 円	円
変更内容及び変更理由		
添付書類	(1) 変更後の見積書 (2) 変更内容、箇所等が確認できる図面等 (3) その他、必要に応じて変更を説明できる書類	

3 補助事業の中止（廃止）

中止(廃止)理由	
----------	--

年 月 日

様

河津町長



河津町空き家活用支援補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった河津町空き家活用支援補助金の変更等については、河津町空き家活用支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業の種類

- (1) 空き家情報バンク登録物件改修支援事業
- (2) 空き家情報バンク登録物件利用促進事業

2 決定内容

河津町空き家活用支援補助金の（変更・中止・廃止）について、承認することを決定します。

（変更理由）

既交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

変更後の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

河津町長 様

住所  
氏名 印  
電話

河津町空き家活用支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により河津町空き家活用支援補助金  
交付決定を受けた事業については、河津町空き家活用支援補助金交付要綱第7条の  
規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 河津町空き家活用支援事業
- 2 補助事業の期間等 年 月 日から 年 月 日

3 実施状況

項 目	金 額
空き家情報バンク登録物件改修支援事業 改修費	円
空き家情報バンク登録物件利用促進事業 取得費	円
賃借料	円
合 計	円

- 4 添付書類（河津町空き家活用支援補助金交付要綱の別表に定める関係書類を  
添付すること）

第 年 月 日 号

様

河津町長



河津町空き家活用支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け河津町空き家活用支援補助金実績報告書により報告のあった河津町空き家活用支援補助金については、補助金の額を確定したので、河津町空き家活用支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助事業名

- (1) 空き家バンク登録物件改修支援事業
- (2) 空き家バンク登録物件利用促進事業

2 補助確定金額

円

3 補助条件

河津町空き家活用支援補助金交付要綱の規定を遵守すること

様式第7号（第9条関係）  
様式第7号（第9条関係）

年 月 日

河津町長 様

住所

氏名

印

電話

河津町空き家活用支援補助金交付請求書

年 月 日付けで補助金確定通知を受けた河津町空き家活用支援補助金については、河津町空き家活用支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 \_\_\_\_\_ 円

(振込口座)

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様式第8号（第11条関係）  
様式第8号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

河津町長



河津町空き家活用支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した河津町空き家活用支援補助金については、補助金の取消しをしたので、河津町空き家活用支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 取消し額 円

2 取消しの理由 \_\_\_\_\_